# 医療補助金請求の手引き

(令和4年10月改正用)

令和4年10月受診分から変わります。<br/>
必ずお読みください。

(一財) 長崎県教職員互助組合

退職互助部ハンドブック(令和3年3月発行)と一緒に保管してください。

## 目 次

事務周	<b></b> 司か	50	の す	3願	しり	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
令和4	4年	1 (	) )	改图	正	の	ポ	イ	ン	<b> </b>	•	•	•	•	•	3
医療补	補助	金。	上に	ま?	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
請求	でき	る	者·	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
請求	でき	る	期間	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
給付於	讨象	外	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
給付金	金の	送	金 <b>'</b>	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
給付金	金の	算足	主力	方法	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
請求	<ul><li>(1)</li><li>(2)</li></ul>	「医	療費収証	・・・ そのた をはま	添		•	• •	•	• •	•		1	3	•	9
	(3)	叫万	ノせ)	忝付	• •	•	- •	•	•	•	•	•	•	О		

新医療補助金 Web 申請システム ・・・17

医療補助金請求書(様式退第10号) 2枚(別添)

請求書はコピーして使用できます。

なお、次回(令和5年3月発行)の退職互助部ハンドブックにも請求書を掲載します。 コピー環境がない方は郵送対応いたしますので、下記までご連絡ください。

送付先 及び 問合せ 〒850-8566(個別番号) 長崎市尾上町3-1県教育庁福利厚生室内

(一財) 長崎県教職員互助組合 退職互助部

TEL:095-824-4721 FAX:095-825-4792

# 事務局からのお願い

-最初に読んでください-

## 改正前(令和4年9月受診分)で

いったん区切って、請求してください。

改正後(令和4年10月受診以降)は、算定方法や請求方法が大きく変わります。 改正前(令和4年9月受診分まで)でいったん区切って、早めに請求してください。 なお、9月受診分までは、現行の方法で算定を行います。現行の請求方法や様式につい ては、退職互助部ハンドブック(令和3年3月発行)に掲載しています。

令和4年10月受診以降は様式も計算方法も新しくなります。 9月受診分で区切って早めに請求すると、

頭の中もスッキリ整理できますよ!



## 互助組合ホームページ内の説明動画をご覧ください

この手引きの説明動画を互助組合ホームページに掲載しています。

10月受診分を請求する前にご覧ください。(ご覧いただく際に通信料がかかります)

互助組合ホームページ (医療補助金)

https://www.kyogo-nagasaki.or.jp/taisyoku/taisyoku-kyuufu/#iryouhojo



この手引きを お手元にご用意いただき、 ご覧ください。



ご協力よろしくお願いします。

# 令和4年10月改正のポイント

## 1. 給付金の算定方法が変わります。

令和4年9月受診分まで	<u> 令和4年10月受診分から</u>				
【全年齡共通】	【70歳未満】				
受診年月別、医療機関別、	受診した全ての医療機関分を、受診年月別、入院・外来別に合算し、				
入院•外来別、医科•歯科	3,000 円を控除した額の50%を給付。				
別に分け、それぞれを合計	給付上限額:入院・外来それぞれ 15,000 円/月				
した額から、1,500 円を控					
除した額の60%を給付。	【70歳以上】				
	受診した全ての医療機関分を、受診年月別に合算し、6,000円を控除				
	した額の50%を給付。				
	給付上限額:20,000 円/月				

## ポイント① <u>受診月を基準に算定方法を適用します。</u>

令和4年9月受診分までは、現行の計算方法で算定します。

ポイント② 今までは、医療機関ごとに月合計でしたが・・・

医療機関に関係なく、月合計することができます。

ただし、70歳未満は、入院・外来ごとに月合計し給付金を算定します。

# ポイント③ <u>70歳になった翌月から70歳以上の算定方法を適用します。</u> <u>(1日生まれの方はその月から適用)</u>

国の医療保険制度(高額療養費制度など)が70歳以上・未満で異なるため、 年齢区分を導入し、算定方法を見直しました。

## ポイント④ <u>月の給付上限額があります。</u>

今までも国の高額療養費制度を上限に算定していましたが、組合員間の最終的な給付額の差を改善するために上限額を設定しました。

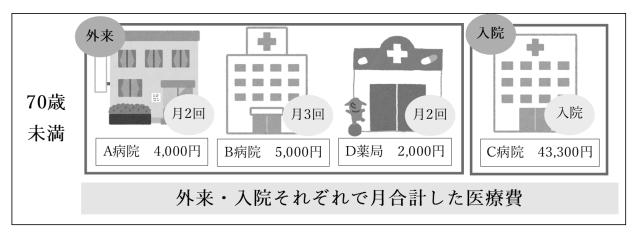
ポイント⑤ 医療補助金の対象となる領収金額(保険適用分)は、

「70歳以上…月合計6,200円以上」

<u>「70歳未満…入院・外来それぞれ月合計3,200円以上」です。</u>

この金額を超えた場合は、医療補助金の請求をしてください。

#### 【計算例】 ひと月の医療費(70歳未満)



(外来合計 11,000 円-3,000 円) ×50%= 4,000 円

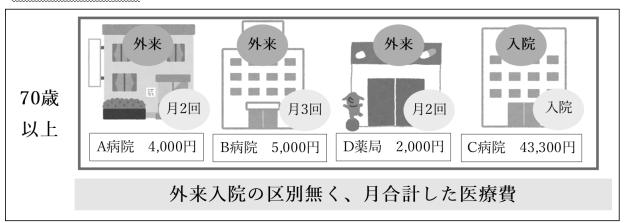
(入院合計 43,300 円-3,000 円) ×50%=-20,100 円

⇒ 15,000円(給付上限)

この月の給付額計 19,000円

#### 【計算例】 ひと月の医療費(70歳以上)

70歳になった翌月から70歳以上の算定方法を適用します。(1日生まれの方は その月から適用)



(月合計54,300円-6,000円)×50%=24,100円

⇒ 20,000円(給付上限)

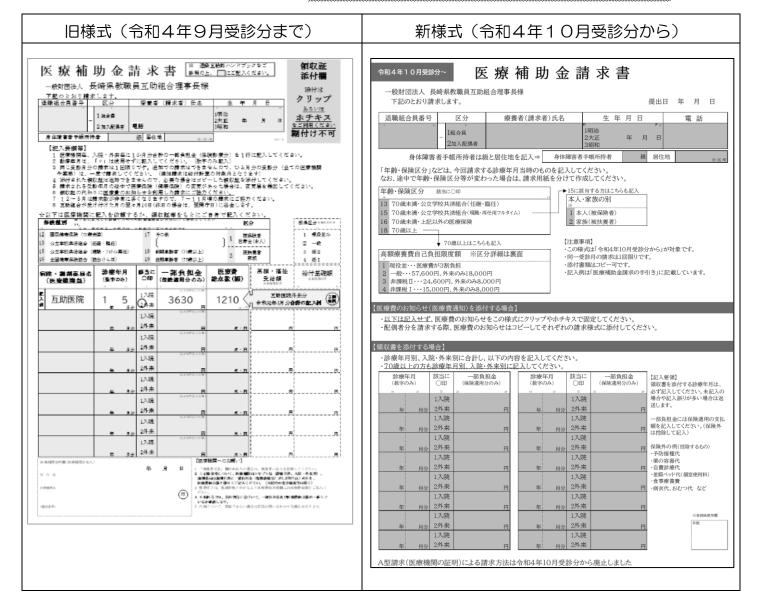
この月の給付額計 20,000円



## ワンポイントアドバイス **入院・外来区分を教えてください。**

入院	病院の入院(領収証に入院の記載あり)					
外来	入院以外のもの(病院の外来、 <u>調剤薬局、整骨院</u> 、保険適用の装具)					

## 2. 請求様式が変わります。(令和4年10月受診分からA型請求は廃止)



ポイント① <u>受診月を基準にそれぞれの様式を使用してください。</u>

提出日ではなく、受診月基準です。令和4年10月受診分以降は新様式です。

ポイント② A型請求を廃止しました。

医療機関証明欄を廃止し、受診内容を記入できる行を増やしました。

ポイント③ 医療保険種別を**年齢・保険区分に変更しました。** 

医療保険の項目を減らし、記入しやすくなりました。

ポイント④ 高額療養費自己負担限度額を新設しました。(70歳以上のみ)

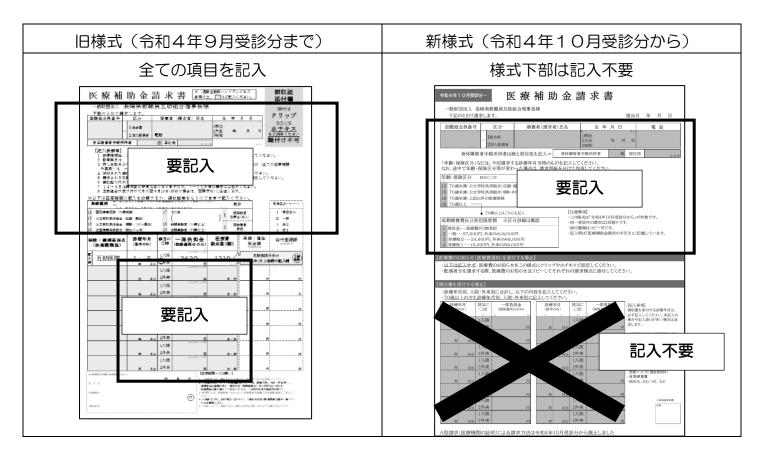
70歳以上の方は、医療補助金の算定時に自己負担限度額が必要であるため、 記入欄を設けました。

## 3. 請求方法を簡略化しました。(医療費のお知らせ添付)

#### ポイント

#### 「医療費のお知らせ」添付で請求書の記入が省略できます。

令和4年9月受診分までは旧様式を使用し、今まで通り記入が必要です。



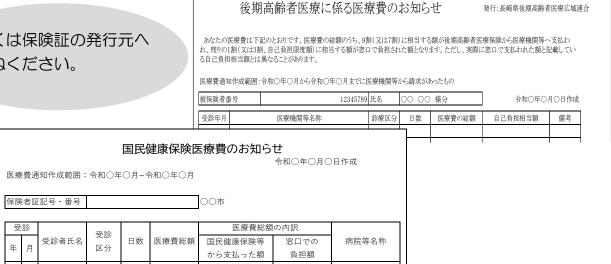


# ワンポイントアドバイス

「医療費のお知らせ」とは・・・?

「医療費のお知らせ」は、加入している健康保険から送付されます。 受診年月、病院、医療費総額、窓口での負担額が一覧で記載されています。

詳しくは保険証の発行元へ お尋ねください。



# 医療補助金とは? (現行と同じ)

組合員又は加入配偶者が医療機関(調剤薬局含む)の窓口で<u>支払った額(保険適用分のみ)の</u>一部を補助する事業です。(互助組合に請求が必要)

なお、地方公共団体等から福祉医療費などの給付や高額療養費などの払戻がある場合は、その金額を控除して給付金を計算します。

# 請求できる者 (現行と同じ)

#### 組合員および加入配偶者

- それぞれが請求書を作成してください。(連名での請求はできません)
- ・家族(子など)の受診分は対象外です。
- ・身体障害者手帳1~2級所持者(市町村によっては3級も含む)は、 互助組合の「福祉給付金」(10,000円/年)の対象となるため、 医療補助金の対象となりません。

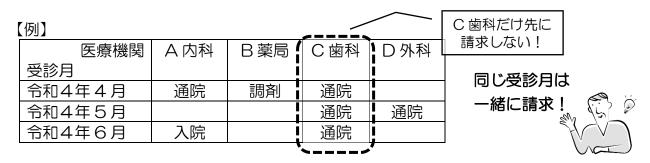
# 請求できる期間 (現行と同じ)

#### 受診した月の翌月から3年以内

例:令和4年10月受診分⇒令和7年10月末までに互助組合へ請求

## 【重要】同一受診月の請求は1回限りです。

ひと月分の医療機関、調剤薬局等まとめて1度で請求する必要があります。 ひと月分の診療が確定してから請求してください。 (給付したことがある年月の診療分を追加請求した場合、計算の対象外となります。)



上記の例で、<u>C 歯科分(4~6月)のみ先に請求</u>すると、4~6月分の給付が確定し、 後から A 内科、B 薬局、D 外科の請求をしても対象外となります。

また、入院は支払った月ではなく入院した月が受診月ですので、間違えないようにしてください。

# 給付対象外(控除して給付金の算定)(現行と同じ)

- ①介護保険制度の自己負担分
- ②インフルエンザや肺炎球菌等の予防接種
- ③健康保険適用外の費用(個室使用料、差額ベッド代、文書料など)
- ④入院時の食事療養費
- ⑤その他健康保険適用と判断できないもの

# 給付金の送金(現行と同じ)

互助組合で受け付けた月の翌々月 10 日(休日の場合は翌開庁日)に送金します。

毎月の給付金は通帳を記帳して確認してください。

なお、給付金送金一覧は毎年2月中旬ごろに送付します。(過去1年分の給付金明細を掲載)

# 給付金の算定方法 詳細は P.3~4 に掲載

令和4年10月受診分から、**受診した全ての医療機関(病院、調剤薬局等)**の領収金額(保険適用分のみ)を合算し、下記のとおり給付金を算定します。

年齢区分	算定方法	控除額	給付率	給付限度額/月	
70歳未満	入院・外来別にひと月の医療費を合算 (受診した全ての医療機関を合算可)	3,000円	50%	入院・外来別に 15,000円	
70歳以上	ひと月の医療費を合算 (受診した全ての医療機関を合算可)	6,000円	50%	月ごとに 20,000円	

※70歳になった翌月から70歳以上の算定方法を適用します。(1日生まれの方はその月から適用)

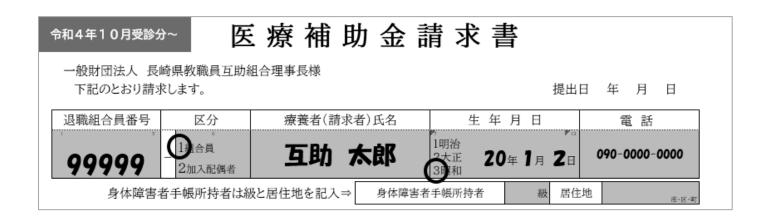
# 請求手続き

医療補助金請求書(様式退第 11 号)に必要事項を記入し、 「医療費のお知らせ」もしくは「領収証」添付して、互助組合へ提出する。

(WEB 申請の請求方法は17ページへ)

## 【医療補助金請求書の記入要領】

1. 「退職組合員番号」「区分」「療養者氏名」「生年月日」 「電話(連絡が取れる電話番号)」を記入。



# 2. 身体障害者手帳を持っている方は、

「級」と「居住地」の項目を記入。

身体障害者手帳所持者(3級以下)の方で「福祉医療費」に該当する方は、領収金額から「福祉 医療費」を控除して給付金を算定します。なお、身体障害者手帳1・2級の方(一部3級含む)は、 互助組合から福祉給付金が支給されるため、医療補助金の対象外です。

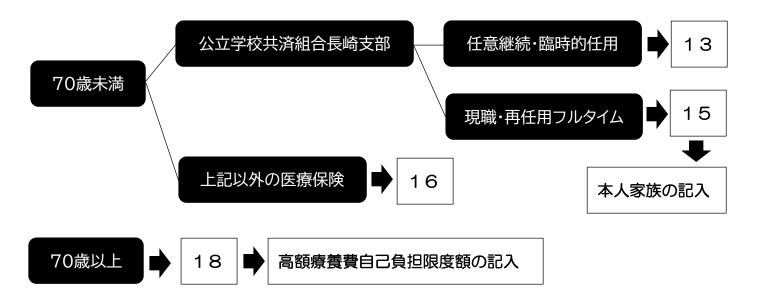
(参考) 市町から給付される「福祉医療費」について

心身に重度の障害がある方に医療費の助成をする制度です。お住まいの市町によって異なります。また、受給には年齢や所得の制限があるため、市町役場にお問合せください。

#### 3. 「年齢・保険区分」などは、該当する項目に〇をつける。

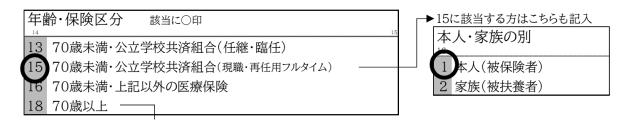
申請する年月当時の「年齢・保険区分」を選択してください。 途中で区分が変わる場合は、請求書を分けて作成してください。

#### 【年齡・保険区分 早見表】



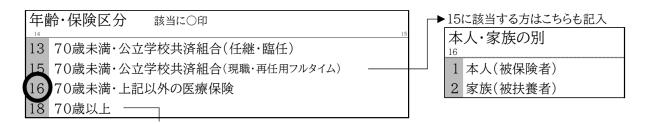
#### 70歳未満で健康保険が、「公立学校共済組合長崎支部」の方

⇒13もしくは15にOをつけ、15の方は「本人・家族別」を記入する。



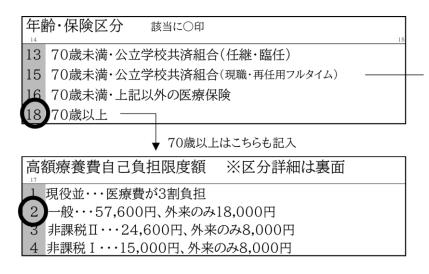
#### 70歳未満で健康保険が国保や協会けんぽなど「公立学校共済組合長崎支部」以外の方

⇒16に○をつける。



#### 70歳以上の方

⇒18に○をつけ、高額療養費自己負担限度額の該当箇所に○をつける。



互助組合では、自己負担限度額を考慮して、給付金の算定を行います。 記入がない場合は、領収金額から互助組合で判断し、区分を設定します。

(参考) 同月の医療費が高額となり、「自己負担限度額」を超えると、健康保険より払い戻しを受けることができます。自己負担限度額は、以下を参考にするか、加入している健康保険へお問合せください。

70歳以上の自己負担限度額について

	区分(年収)	一部負担金の額				
	ア.約1,160万円以上					
1. 現役並	イ.約770~1,160万円	医療費が3割負担				
	ウ.約370~770万円					
2. 一般	工.約370万円以下	ひと月の自己負担限度額は57,600円 (外来のみ18,000円、外来年間上限144,000円)				
3. 非課税Ⅱ	才.低所得者Ⅱ	ひと月の自己負担限度額は24,600円 (外来のみ8,000円)				
4. 非課税 I	力. 低所得者 I	ひと月の自己負担限度額は15,000円 (外来のみ8,000円)				

#### ここまで記入したら・・・

- (1)「医療費のお知らせ」を添付する場合・・・12ページへ
- (2)「領収証」を添付する場合・・・13ページへ
- (3) 両方を添付する場合・・・16ページへ

「医療費のお知らせ」添付が

一番簡単です。



## (1)「医療費のお知らせ」(コピー可)を添付する場合

ポイント① 受診年月・金額等の記入を省略できます。

請求書下部は記入不要です。

ポイント② **配偶者の請求書にも「医療費のお知らせ」を添付してください。** 

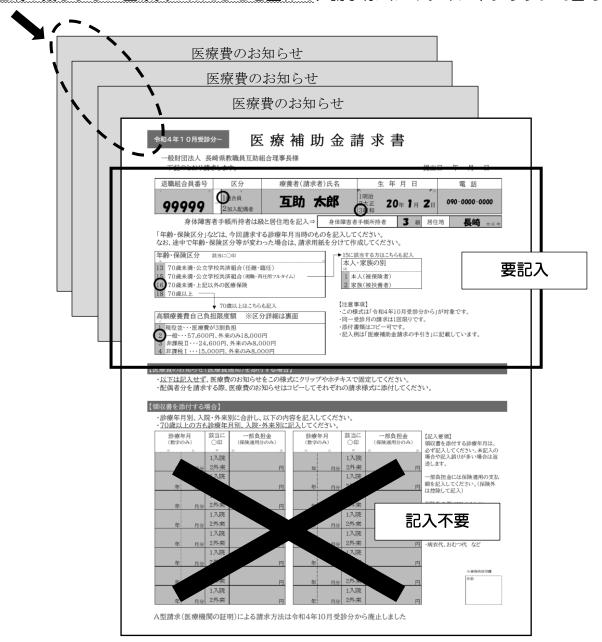
「医療費のお知らせ」に配偶者分も記載されている場合は、コピーして それぞれの請求書に添付してください。

| ポイント③ | 「医療費のお知らせ」は、健康保険から送付されます。

「医療費のお知らせ」の詳細は、健康保険証の発行元へお尋ねください。

#### 「医療費のお知らせ」の添付の仕方

左端が揃うように医療費のお知らせを重ねて、請求様式にホチキスやクリップで留める。



## (2)「領収証」(コピー可)を添付する場合

## ポイント① <u>以下の内容が記載された領収証が対象です。</u>

- ①療養者氏名 ②受診年月日 ③領収金額(保険診療分)
- 4医療費総点数(医療費総額)5医療機関名•印

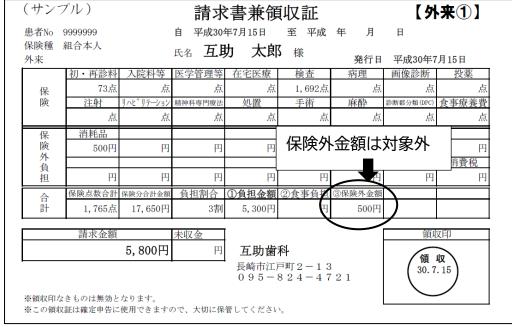
#### ポイント② 医療補助金の対象となるのは、

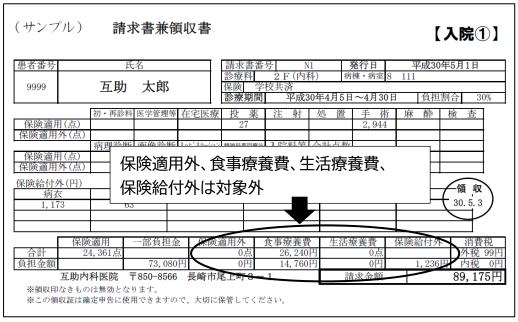
一部負担金(保険適用分)です。

#### 自費診療などは対象外です。控除して請求してください。

【対象外(控除して請求)】

- ①介護保険制度の自己負担分 ②インフルエンザや肺炎球菌等の予防接種
- ③健康保険適用外の費用(個室使用料、差額ベッド代、文書料など)
- ④入院時の食事療養費
- ⑤その他健康保険適用と判断できないもの





ポイント③ 一部負担金(保険適用分)の合計が、

「70歳以上…月合計6,200円以上」

「70歳未満…入院・外来それぞれ月合計3,200円以上」です。

この金額を超えた場合は、医療補助金の請求をしてください。

ポイント④ <u>領収証を受診年月別に分け、入院・外来ごとに合計し、</u> 請求書に記入してください。

【領収証の仕分け作業】



## ポイント⑤ **70歳以上の方も、入院・外来ごとに合計し、**

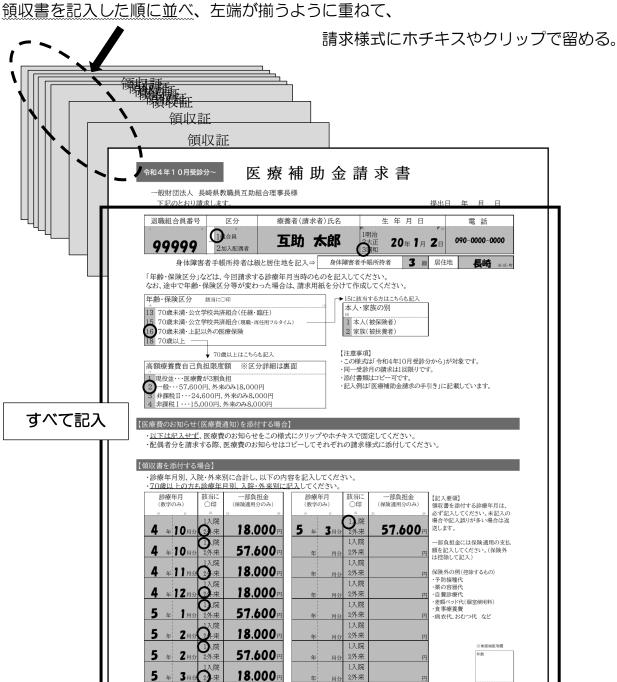
請求書に記入してください。

70歳以上も、入院・外来の判別が必要なため、 請求書には、入院・外来別に分けて合計し、記入してください。



## ポイント⑥ <mark>受診年月や金額の記入がない場合は、返送します。</mark>

審査に支障をきたすため、必ず記入して提出してください。





ワンポイントアドバイス

領収証のコピー代や郵送代を節約するには・・・?

すべての医療機関を合算できるようになったので、領収証の枚数が増えそうですね。 そうなると、コピー代や郵送代が高くなるかもしれません。

一方で、「医療費のお知らせ」を使用すれば、コピー代や郵送代が安く抑えられそうです。 「医療費のお知らせ」だと、請求書の記入も省略でき、一石二鳥ですね!

## (3) 両方を添付する場合

# ポイント① <u>「医療費のお知らせ」に記載されていない診療分は、</u> 領収証を添付して請求してください。

添付した領収証の内容が「医療費のお知らせ」に記載されている場合は、「医療費のお知らせ」の内容を優先し、給付金の計算を行います。

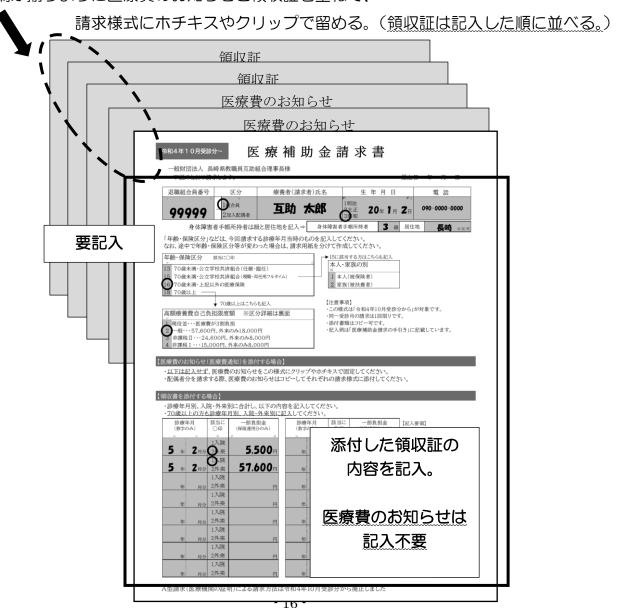
## ポイント② 領収証を添付した内容は、受診年月や金額の記入が必要です。

「医療費のお知らせ」の内容は記入不要ですが、領収証を添付した内容は、 必ず記入してください。

## ポイント<br /> ③ 対象となる領収証や記入の方法は、13~14ページと同じです。

#### 「医療費のお知らせ」と「領収証」の添付の仕方

左端が揃うように医療費のお知らせと領収証を重ねて、



# 新医療補助金 Web 申請システム (令和4年10月以降受診対応版)

## 令和4年10月より分かりやすくリニューアル!!

## 令和4年9月以前の受診分も申請可能です!

#### ポイント①

できる限りパソコンから Microsoft Edge、Firefox、Chrome の最新版ブラウザを利用して申請してください。

- ✓ Internet Explorer では利用できません。(マイクロソフトのサポート終了のため)
- ✓ スマートフォン等でも利用可能ですが、画面が小さいため利用しにくい場合があります。
- ✓ タブレット・スマートフォン利用時は、利用者の環境が様々であることから、 お問い合わせの対応はできかねますので、ご了承ください。

#### ポイント②

「医療費のお知らせ」添付のみWEB申請に対応(現行と同じ) 領収証を添付する場合は、請求書に記入し互助組合へ郵送してください。

ポイント③

申請期間は、<u>毎月第2月曜日~月末日。申請は1回のみ。</u>(現行と同じ) 月初(1日~第2日曜日)は、申請システムは利用できません。 また、申請後に訂正したい場合は、互助組合へ電話連絡してください。

#### ポイント④

条件によっては**概算の給付金の額が確認できます。** 

おおよその給付金の額を知りたい方は、WEB申請をご利用ください。 ただし、次に当てはまる場合は、概算の給付金は表示されません。 表示されない方…令和4年9月受診分以前を申請した方、公立学校共済組合長崎 支部の方、自己負担限度額が非課税の方、障害者手帳を所持している方

## 新医療補助金 WEB 申請システムの利用の仕方

パスワード入力 メールアドレス認証 返信メール内の URL にアクセスし、必要事項を入力する。 医療費のお知らせを画像や PDF にして添付する。





※返信メールが届かない場合は、@kyogo-nagasaki.or.jp と@pref.nagasaki.lg.jp の 受信許可を設定してください。

#### はじめに

画面の右上、 画面の説明 をクリックすると、その画面上で行う入力項目の場所や説明が表示されます。入力の方法がわからないときは、 画面の説明 を活用してください。

1. パスワードとメールアドレスを入力し、メール認証を行う。



- ※返信メールが届かない場合は、
- @kyogo-nagasaki.or.ip
- @pref.nagasaki.lg.jp
- の受信許可を設定してください。

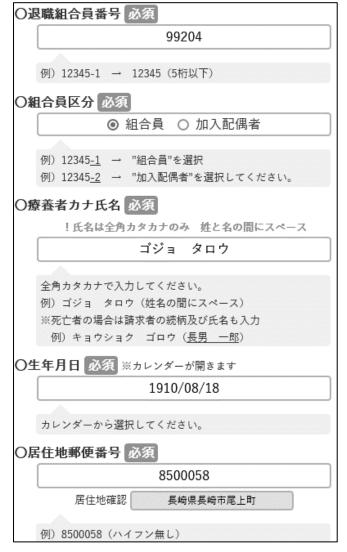
2. 返信メールの URL にアクセスし、「医療費のお知らせ」をもとに診療情報を入力する。

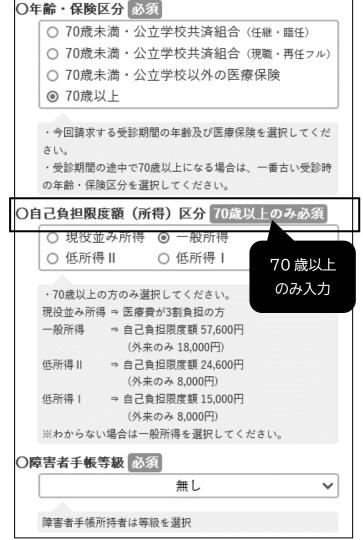


医療費のお知らせに掲載されている 請求者の受診内容を上から順に全て 入力してください。

(対象外の内容は事務局で削除します)

#### 3. 組合員情報を入力する。





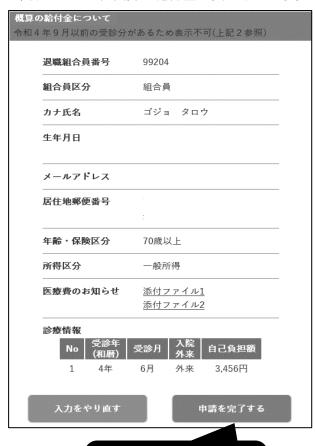
#### 4. 医療費のお知らせを添付する。

最大2つのファイルを添付可能です。



#### 5. 最終確認画面・申請完了画面

条件によって、概算の給付金が表示されます。



申請完了後、 メールが届きます。

#### 【留意事項】

- •Web 申請システムに掲載している「注意事項」等は、利用状況等により必要に応じて更新します。
- パソコン以外での利用時のお問い合わせは、利用者の環境が様々であることから対応できかねます のでご了承ください。

#### 新医療補助金 WEB 申請システムにアクセスするには・・・

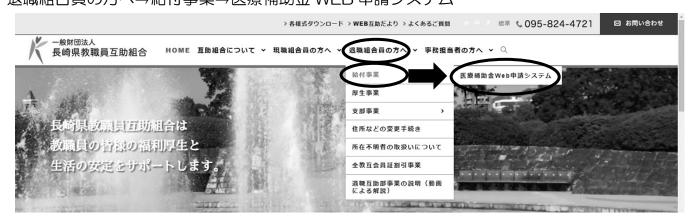
互助組合ホームページ

https://www.kyogo-nagasaki.or.jp/

長崎県教職員互助組合

検索

退職組合員の方へ⇒給付事業⇒医療補助金 WEB 申請システム



ログインパスワード:変更無し(令和3年3月発行 退職互助部ハンドブックを参照) セキュリティの関係上、パスワードを変更する場合は、互助だより等にて別途連絡します。